

みやぎアピール大行動2022 実行委員会

発行/みやぎアピール大行動実行委員会事務局 メール: appeal318@hotmail.co.jp

2023.3.10. FRI No.44



(注/NHK報道転載の為、報道記事内容については組織内資料扱)

旧優生保護法訴訟(仙台地裁) 国に賠償命じる 国の賠償責任認定は5件目

https://www3.nhk.or.jp/tohoku-news/20230306/6000022711.html

2023年3月6日 18時25分 NHK

旧優生保護法のもとで不妊手術を強制されたとして宮城県内の男性2人が国に賠償を求めた裁判で、仙台地方裁判所は旧優生保護法を憲法違反と判断し、それぞれ1650万円を支払うよう国に命じました。

宮城県内に住む70代と80代の男性あわせて2人は、それぞれ10代の頃に旧優生保護法のもとで不妊手術を強制されたとして国にそれぞれ3300万円の賠償を求めていました。

3月6日の判決で、仙台地方裁判所の高橋彩裁判長は「旧優生保護法は憲法によって保障されている子どもをもうけるか否かについて意思決定する自由などを侵害し、特定の障害がある人に差別的な取り扱いをするもので憲法に違反する。若いうちに、強制的な手段で不妊手術を受けさせられ、精神的損害は多大だ」などとして、それぞれ1650万円を支払うよう国に命じました。

また、裁判で国側は、不法行為から20年が過ぎると、賠償を求める権利がなくなる「除斥期間」 が適用されると主張していました。 これについて、裁判所は「長期間、優生思想の普及や優生手術の拡大を目的とした国策が続いたことで、差別や偏見を正当化・固定化し、原告らは訴訟を起こすための情報や相談機会へのアクセスが著しく困難だった。被告が20年の除斥期間で損害賠償の責務を免れるのは著しく正義・公平の理念に反する」と指摘して国の主張を認めませんでした。

全国で起こされている同様の裁判で、国に賠償責任を認める司法判断は去年の大阪と東京の高等裁判所、それにことし1月の熊本地裁と2月の静岡地裁に続き、5件目です。

【原告側が会見】

裁判のあと、原告と弁護士らが仙台市内で会見を開きました。

この中で原告の80代の男性は「賠償が認められた結果にびっくりしました。支えてくれた周りの 人たちに感謝しています」と話していました。

また、原告の70代の男性は電話で会見に参加し、「勝訴すると信じて闘ってきた4年余りで、やりきったという思いです。応援してくださった人たちに感謝の気持ちでいっぱいです」と話していました。

原告側の新里宏二弁護団長は「仙台でやっと勝ち取った勝訴判決でようやくここまで来たと感じています。この法律は戦後最大の人権侵害だと訴えてきた。全国で裁判を行う中で亡くなった方もいるので、岸田総理大臣には被害者の声を受け止めて、謝罪してほしいという思いを強くしました」と話していました。

【厚生労働省がコメント】

仙台地方裁判所の判決について厚生労働省は「国の主張が認められなかったものと認識している。 今後、判決の内容を精査し関係省庁と協議したうえで適切に対応したい」とコメントしています。

【最大のポイントは「除斥期間」】

旧優生保護法をめぐる一連の裁判で最大のポイントとなってきたのは、「除斥期間」と呼ばれる旧 民法の規定です。

不法行為から20年が過ぎると賠償を求められなくなると定めたもので、全国で初めて判決が言い渡された宮城県内の女性2人の裁判をはじめ、この「除斥期間」などを理由に相次いで原告の訴えが退けられました。

こうしたなか、去年2月、2審として最初の判決だった大阪高等裁判所は、旧優生保護法を憲法違反とした上で、「訴訟を起こすための情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあった」などとして「除斥期間」を適用せず、初めて国に賠償を命じました。

その後も去年3月から先月にかけて東京高等裁判所や熊本と静岡の地方裁判所で、「除斥期間」を 適用せず国に賠償を命じる判決を言い渡し、今回の仙台地方裁判所の判断が注目されていました。





優生保護法訴訟仙台地裁判決に対する声明

本日3月6日、仙台地方裁判所は、国に対し、優生保護法に基づく優生手術の被害者である原告に慰謝料の支払いを命じる判決を言い渡した。

仙台地方裁判所も、優生保護法が憲法13条、14条1項、24条2項に違反することを明確に認めた。さらに、仙台地方裁判所は、国が被害者が手術の内容や実施の主体や根拠等を認識することが困難な仕組みを構築し、優生手術被害者への差別・偏見を正当化する等、国の違法行為及びこれに密接に関連する行為によって原告らの損害賠償請求権の行使を客観的に不可能もしくは著しく困難にしたと認定し、除斥期間の適用を制限することが相当と判断して原告の請求を認めたものである。

本件は、2022年2月22日の大阪高等裁判所、同年3月11日の東京高等裁判所、2023年1月23日の熊本地方裁判所、同年2月24日の静岡地方裁判所に続く5件目の被害者勝訴判決である。

このように、正義公平の観点から、優生保護法の被害を回復すべきという裁判所 からのメッセージが続いているが、国は被害回復に向けて積極的に動いているとは 言えない状況にある。

国は、本判決を重く受け止め、優生保護法に基づく重大な人権侵害の実態、被害回復の必要性について真摯に向き合い、控訴することなく、岸田文雄総理大臣が率先して本件の政治的解決に向けて被害者らと即時面談すべきである。本年6月1日、全国に先駆けて提訴した被害者2名について、仙台高等裁判所で判決が予定されている。当然これまでの判決の流れを汲み、同人らの被害回復に向けた結論が示されるものと思料するが、それを待たずして、高齢化している全国の被害者のためにも、国は、前記仙台高等裁判所判決前に一刻も早く全面解決を図るべきである。

当弁護団も、全ての優生手術被害者の被害回復を実現するため、また、優生思想 及び障害者に対する偏見差別の解消に向けて、引き続き、全力で活動をすることを 表明する。

> 2023年 3月 6日 全国優生保護法被害弁護団 共同代表 新 里 宏 二 同 西 村 武 彦 旧優生保護法仙台弁護団 団 長 新 里 宏 二

原告東さんのコメント

判決の日を前に体調をくずしてしまい、今日は法廷に行くことができなく残 念でしたが先ほど、裕美先生から電話をいただき、結果を教えてもらいました。

「勝訴」すると信じて闘ってきた4年余り、やりきったという思いと、弁護士 さんをはじめ、応援して下さった皆さんへの感謝の気持ちでいっぱいです。本当 にありがとうございました。

17歳の時、看護師さんに「脱腸」とウソを言われて子どもを作れない体にさ れ、お風呂で何人も体の同じ場所に傷があるのを見ました。当時はただただ、お かしいと思っていましたが5年前、飯塚さんの記事を新聞やテレビで知り、あの 時のことがよみがえり、あの時の手術は子どもを作れなくする強制不妊手術だ ったのだと、はっきりわかりました。新里先生に相談して提訴しました。当時、 同じ手術した仲間が自分の顔を見て名乗り出てくれるのではないかと期待しま したが、どうだったのか、私にはわかりません。親も手術のことをわかりながら 何も話してくれませんでした。母親、妹は亡くなり、父親は今、施設で暮らして います。息子が裁判を起こしたことをどれだけ理解しているか、わかりません。 親から自立した自分だから、裁判を起こせたのかもしれないと思います。これか ら難しい問題が起きたとしても今は勇気をもって提訴したことに後悔はしてい ません。勝ったことは心から嬉しいですが、今だに障がい者に対する差別や虐待 があることを知ってほしいし、そういう社会が変わっていくことを一番に願い ます。ありがとうございました。

令和5年3月6日

東二郎

2023年3月6日優生保護法訴訟仙台地裁判決に対する声明

2023年3月9日

優生手術被害者とともに歩むみやぎの会 強制不妊訴訟不当判決にともに立ち向かうプロジェクト

私たちは、仙台地裁で始まった、優生保護法被害者の国への謝罪と補償を求める闘いに伴走する学生・市民の有志です。同法が長年にわたって許してきた凄まじい人権侵害の歴史を学び、見過ごされてきた当事者の「人生被害」に向き合い、国の責任を問うとともに、二度と同じことを繰り返さないよう、地域社会での「共生」の実現を目指して活動をしています。

2023年3月6日、仙台地方裁判所第3民事部(髙橋彩裁判長)は、国に対し、優生保護法被害者である原告らへの損害賠償を命じる判決を言い渡しました。これは、2018年1月に宮城県の女性が提訴した国家賠償請求訴訟につづく全国の一連の裁判で、5つ目の勝訴判決でした。

判決では、優生保護法が憲法13条、14条1項、24条2項に違反することを認めました。また、被害者が、手術の内容やその実施主体および根拠について認識することが困難な仕組みをつくりだしたのは、国であったと認定しています。さらに、国が同法にもとづく優生思想の普及を目的とした政策を継続し偏見・差別を強化したこと、法改正後も優生手術が適法であるという立場を取り続けたこと等によって、原告らは提訴をするための情報や相談機関にアクセスすることが困難な状況であったとしました。そしてその困難さは、原告らが2018年1月以降に優生保護法国賠訴訟の報道を知り、関係者の支援を経て、法律相談を実現したときまで解消しなかったと述べています。このような特段の事情を踏まえて、除斥期間の適用は著しく正義・公平の理念に反するとして、除斥期間の適用を制限しました。

特筆すべきなのは、被害者が被害を訴えることの困難さにも言及している点です。優生手術について損害賠償請求することは、障害や不妊手術というプライバシーにかかわることを弁護士に告知し、法廷で公表することを伴い、報道対象にもなるうえ、自身や親族・関係者に影響が及ぶことも想定されることから容易ではないとしました。提訴に至るまでにはいくつもの障壁があり、関係者や法律家による支援によって初めて実現するものであったという原告の事情を的確に踏まえた判決であり、高く評価します。

2019年5月の仙台地裁判決では、優生保護法を憲法違反としつつ、除斥期間を適用し原告らの訴えを退けました。やっとの思いで裁判に訴えたにもかかわらず、ことの重大さに反して、「時間切れ」という冷たい対応に被害者は傷つけられ、私たちは強い憤りを覚えていました。今回の判決では、被害者が自らの被害を言葉にし、裁判を起こすことがいかに困難であるかが示されました。またそれを克服するために十分な支援が必要であることを裁判所が明確に認めています。ようやく司法が人権保障の砦としての役割を果たしてくれた、という思いでいます。

本判決を受けて、国は、優生保護法に基づく人権侵害の実態と、障害のある人に対する偏見 ・差別が払拭されていない現状に真摯に向き合うべきです。違憲の法による人権侵害に対する損 害賠償から逃れ続けることは、何重もの人権侵害をいまだに続けていることにほかなりません。

いまこそ、控訴することなく、本判決を速やかに確定させ、原告らの人権回復を開始するよう求めます。

加えて、現行の「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の運用にとどまらない、すべての被害者に対して、その被害に見合う補償と尊厳回復の措置を求めます。さらには、人権教育の強化等、社会に染み付いてしまった優生思想を取り除くための政策をより一層進めるよう強く要請します。

以上